

報告第 10 号

令和2年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書

令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

玉城町監査委員

玉城町長 辻 村 修 一 様

玉城町監査委員 中 村



玉城町監査委員 奥 川 直 人



令和2年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率の名称	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	15.0 %
② 連結実質赤字比率	— %	20.0 %
③ 実質公債費比率	6.9 %	25.0 %
④ 将来負担比率	44.7 %	350.0 %

(注：比率において赤字がない場合、「—」と表記)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は「—」となり良好である。

② 連結実質赤字比率について

各企業会計との連結実質赤字比率は「—」となり良好である。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率については6.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており良好である。

④ 将来負担比率について

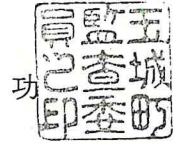
将来負担比率は44.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており良好である。

(3) 是正改善を要する事項

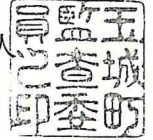
特に指摘すべき事項はない。

玉城町長 辻 村 修 一 様

玉城町監査委員 中 村



玉城町監査委員 奥 川 直 人



令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	対象となる会計名称	令和2年度'	経営健全化基準	参 考 (流動比率)
法 適 用 企 業	病院事業会計	— %	20.0%	476.3%
	水道事業会計	— %	20.0%	1178.3%
	介護老人保健施設事業会計	— %	20.0%	221.5%
	下水道事業会計	— %	20.0%	141.3%
法用 非企 適業	農業集落排水事業特別会計	— %	20.0%	101.1%

(注：比率において不足がない場合、「—」と表記)

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

いずれの会計においても資金不足比率は「—」となり、経営健全化基準の20.0%と比較すると、極めて良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。



玉総第 01011 号  
令和 3 年 8 月 26 日

玉城町議会 議長 山口 和 宏 様

玉城町長 辻 村 修



令和 2 年度玉城町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により次のとおり報告いたします。

### 令和 2 年度 玉城町健全化判断比率

比率の名称	玉城町の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	— %	15.0 %
連結実質赤字比率	— %	20.0 %
実質公債費率	6.9 %	25.0 %
将来負担率	44.7 %	350.0 %

(注：比率において赤字がない場合、「—」と表記)

### 令和 2 年度 玉城町資金不足比率

比率の名称	玉城町の比率	早期健全化基準
下水道事業会計	— %	20.0 %
水道事業会計	— %	20.0 %
病院事業会計	— %	20.0 %
介護老人保健施設事業会計	— %	20.0 %
農業集落排水事業特別会計	— %	20.0 %

(注：比率において赤字がない場合、「—」と表記)